

# 第73回市民総合体育大会開催要項

- 1 趣 旨** スポーツを愛好する多くの市民にスポーツ活動の機会を提供し、スポーツを通じて健康明朗な心身の育成を図ると共に、地域住民相互の親睦を図り、あわせて市民のスポーツの祭典とする。
- 2 主 催** 平塚市教育委員会
- 3 主 管** 平塚市スポーツ協会
- 4 後 援** 平塚市体育振興連絡協議会・平塚市スポーツ推進委員協議会・西相地区高等学校体育連盟
- 5 期 日** 令和7年11月9日（日）、11月16日（日）  
※正式種目のバドミントン競技は、10月25日（土）に、  
ボウリング競技については、10月26日（日）、11月2日（日）に、  
射撃競技については11月2日（日）に実施  
※公開種目の射撃（個人戦 エアーライフル競技）については、11月1日（土）に実施
- 6 競技種目** (1) 競技種目は、得点の対象となる正式種目と、得点の対象にならない公開種目とする。  
**及び会場** (2) 競技種目及び会場は別紙のとおり。
- 7 競技方法** (1) 地区対抗競技(地区体育振興会単位)とする。  
(2) 団体競技については、各地区1チームとする。ただし、チームを編成することが困難な地区は合併(2地区に限る)して出場できる。  
(3) 本要項に規定されている条項以外は、実施細目及び各競技別規則による。
- 8 表 彰** (1) 総合優勝地区に優勝旗、優勝杯、準優勝地区に準優勝杯を授与する。  
なお、総合成績6位までの地区に賞状を授与する。  
(2) 各競技種目の優勝地区に優勝杯を授与する。  
なお、3位（ブロック優勝の場合は2位）までに賞状を授与する。  
(3) 個人競技は3位までに賞状を授与する。ただし、陸上・水泳は優勝者のみ賞状を授与する。  
(4) 次の条件に該当する1地区に敢闘賞(賞状)を授与する。  
ア 上位6位に入賞した地区を除き、前回大会との順位差が5位以上、上がった地区のうち最も順位差が大きい地区とする。なお、該当する地区が複数の場合は、総合成績が上位の地区とする。  
イ 上記に該当する地区がない場合は、敢闘賞は授与しない。
- 9 順位の設定** (1) 総合順位は正式種目競技の順位点を合算し、その得点の多い地区から順次決める。  
**及び順位点** (2) 競技別順位点は、参加地区数により決める。  
参加地区数24地区：1位24点、2位23点、以下順次1点差とする。  
参加地区数20地区：1位20点、2位19点、以下順次1点差とする。  
同位の場合はその得点を合算し、平均割とする。  
(3) 雨天等により競技中止となったときは、2回戦以上行った場合はその時点で順位を分け

る。ただし、陸上競技は除く。

(4) 合併出場地区の得点は、順位得点を2分したものとする。

#### 10 参加資格

(1) 選手は、参加申込み時に本市に住民票を有し、かつ居住する者で、住民票に記載された地区から出場すること。(地区体育振興会単位とする)

ただし、市外に居住する大学生、専門学生、大学院生については、「ふるさと枠」として父母又は保護者が居住している地区から出場できる。(団体競技は出場選手数の3分の1以下とする)

(2) 年齢要件は、別紙1「参加資格一覧表」参照。ただし、公開種目は各競技規則を参照。

(3) 小学生・中学生が参加する場合は、保護者の承諾を得た上で申し込むこと。

(4) 同日開催競技への参加は、1人1競技とする。

(5) 年齢計算は令和7年4月1日現在とする。

(6) 監督が選手を兼ねるときは、選手として規定人員内で申し込むこと。

#### 11 参加申込

(1) 正式種目は各競技別申込書に必要事項を記入の上、各地区で取りまとめて申し込むこと。

(2) 公開種目は各競技別申込書に必要事項を記入のうえ、スポーツ課又は種目協会(連盟)へ申し込むこと。

(3) 申込期日 令和7年9月19日(金) 午後5時まで

※申込締切後は一切受け付けない。

#### 12 代表者会議

(1) 期日 令和7年10月8日(水)

及び抽選会 抽選会 午後7時～ 代表者会議 午後7時30分～

場所 青少年会館集会室

#### 13 注意事項

(1) 選手変更は競技(両日にまたがる競技については両日も可)の開始前までに、チームの責任者が文書をもって届け出て許可を得ること。ただし、陸上競技については、当日の午前8時30分までに変更の手続きをすること。

(2) 選手の変更は、エントリー数の2分の1を超えないこと。ただし、射撃競技と剣道競技は2名、陸上競技は5名までの変更を認める。

(3) 団体競技に無資格者があったときは、そのチームは失格とする。個人競技においては、その個人のみ失格とする。

(4) 各競技において無資格者が発見された場合は、発見時をもって失格とする。失格の取り扱いとは当該試合のみとし、以前の試合にはさかのぼらない。ただし、失格となったチーム及び失格者が出たチームには、順位点は与えられない。

(5) 出場チームのうち、同一の事業所及び学校(高校、大学)で選手登録数の半数までとする。

(6) 各競技別申込書(団体競技)の職業等欄には、社会人・大学生・高校生・中学生等記入すること。

(7) 無資格者に関する通報等については主催者、また、審判上の問題については、主管団体

に対し、監督が明確な根拠をもって行うものとし、それ以外は一切認めない。

(8) 異議申し立てに対して、事実関係を確認し、主催者及び主管団体で協議の上、無資格者に関することは主催者、審判上の問題は主管団体が決定する。

(9) 異議申し立ては、当該試合終了前までとし、試合終了後は認めない。

(10) 試合時刻に来ない者(チーム)は棄権とみなす。(各種目試合規定のとおり)

(11) 参加選手は地区名を明記したゼッケンを付けること。

(12) 選手宣誓の地区は、代表者会議に於いて抽選により決める。

(13) 新型コロナウイルス感染症による出場可否についての判断は、他の症状と同じように取り扱いをすることとし、体調不良と判断される者は大会に参加しないこと。

以 上